

高体連マーク等の使用手続き分類表

1 使用許可が必要なマーク等

(1) 高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

(2) 大会名称

ア 「令和7年度全国高等学校総合体育大会」

イ 「令和7年度全国高校総体」及び「令和7年度インターハイ」等のアの略称

(3) 大会愛称

令和7年度全国高等学校総合体育大会広島県実行（準備）委員会（以下「委員会」という。）が定めたもの。

(4) スローガン

委員会が定めたもの。

(5) シンボルマーク

委員会が定めたもの。

2 使用基準（広島県）

使用目的及び使用機関・団体等	許可手続
1 次に掲げる機関・団体が、大会及び体育・スポーツに関する広報・報道を目的として使用する場合 (1) 広島県高等学校体育連盟 (2) 高校生活動推進委員会（仮称） (3) (公財) 広島県スポーツ協会 (4) 広島県関係競技団体 (5) 地方公共団体 (6) 報道機関 (7) その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの 2 関係機関・団体等が、無償で交付する記念品類及び資料に使用する場合 3 関係機関・団体等が、大会及び体育・スポーツへの理解及び普及を図るために使用する場合	不 要
4 出版社等が、大会及び体育・スポーツの記録、歴史等の記載に使用する場合 5 販売に供される物品等に使用する場合 6 商業宣伝のための広告類等に使用する場合 7 その他、委員会が、大会の開催に寄与すると認めたものに使用する場合	必 要
	5・6については、別途全国高体連に申請書（全国高体連HP からダウンロード）を提出し、その承認が必要